

入札時に提出する内訳明細書の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）の改正に伴い、平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を発送する建設工事・建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る入札について、入札時に提出する内訳明細書に関して、次のとおり取り扱うものとします。なお、いったん提出した内訳明細書は差し替えできませんので注意してください。

また、入札契約適正化法が改正されたため、同法第12条により令和7年12月12日以降、落札者については、労務費等を記載した内訳明細書を追加提出する必要がありますので、注意してください。

1 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した業者の入札を失格とします。

次に示すものを、内訳明細書の重大な不備として取り扱います。

- (1) 内訳明細書の全部又は一部が提出されていない場合
 - (2) 内訳明細書とは無関係な書類を提出した場合
 - (3) 他工事の内訳明細書を提出した場合
 - (4) 電子入札において、添付した内訳明細書ファイルが本市のコンピュータで開けない場合
(ファイルの破損、PDF形式またはエクセル形式以外の形式で保存等)
 - (5) 内訳明細書に記載された商号又は名称に明らかな誤りがある場合
誤字・脱字等があるが、商号又は名称により提出者を特定できる場合は、失格としない。
 - (6) 内訳明細書に記載された工事名に明らかな誤りがある場合誤字・脱字等があるが、工事名により案件を特定できる場合は、失格としない。
「○○工事（1工区）」の入札に「○○工事（2工区）」の内訳明細書を提出した場合は、(3)に該当するものとして失格とする。
 - (7) 内訳明細書の「工事価格（入札書記載金額）」が記載されていない場合
 - (8) 内訳明細書の「工事価格（入札書記載金額）」と入札書の「入札金額」に著しい相違がある場合
- ※ 2-(3)に示す具体的な例以外は、著しい相違に該当するものとして失格とする。

2 内訳明細書に軽微な不備（1で示す重大な不備がある場合を除く）がある場合は、当該内訳明細書を提出した業者の入札を有効とします。

次に示すものを、内訳明細書の軽微な不備として取り扱います。

(1) 内訳明細書の一部に未記載の項目がある場合

※労務費等の項目について、記載がない場合でも失格とはなりませんが、落札者は必ず契約時に労務費等を記載した内訳明細書を提出する必要があるため、注意してください。

(2) 内訳明細書の各明細金額と合計額に不一致がある場合

(3) 内訳明細書の「工事価格（入札書記載金額）」と入札書の「入札金額」に著しくない相違がある場合著しくない相違の具体的な例は、次のとおりとする。

- ① 内訳明細書：5,432,000円 入札書：5,342,000円（数字の順番相違）
- ② 内訳明細書：5,432,123円 入札書：5,432,000円（端数処理）

(4) 上記以外で、重大な不備に当たらない場合

3 上記にかかわらず、徳島市低入札価格調査制度の対象となる工事において、調査基準価格を下回った者が提出した内訳明細書について、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 内訳明細書の一部に未記載の項目がある場合

(2) 内訳明細書の各明細金額と合計額に不一致がある場合

(3) 内訳明細書の「工事価格（入札書記載金額）」と入札書の「入札金額」に不一致がある場合

※ 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等については、「工事」を「業務」に読みかえます。